

放射性物質による環境汚染を防止する法整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から9か月が経過しましたが、収束のめどは立っておらず、放射能汚染が拡大し、多くの国民が放射能の恐怖にさらされながら暮らしています。

史上最悪と言われたチェルノブイリ原子力発電所事故の後も、政府は、原子力発電は安全であるとして十分な危機管理体制のないまま原子力政策を推進してきましたが、その責任は重く、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故は人災と言えます。

放射能は、微量でも遺伝子を傷つけ、未来の世代に影響を及ぼすため、国には放射能による環境汚染を未然に防止する責務があります。

しかし、我が国には放射能による環境汚染を規制する法律がないことが、今回の事故によって明らかになりました。

環境保全に関連しては、環境基本法、土壤汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等があり、化学物質については、環境基準、濃度基準、総量規制が定められていますが、放射性物質はこれらから適用除外とされています。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が本年8月26日に可決・成立しましたが、最も重要である放射性廃棄物の定義や排出者責任は盛り込まれていません。

放射能の恐怖に脅かされず、自然環境を守り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するには、これまで国が進めてきた現行法では不備・不足です。

よって、国におかれましては、放射性物質を規制対象と明記した放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣